

熊谷市ホームページ バナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、熊谷市広告掲載要綱に基づき、熊谷市（以下「市」という。）がインターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告の掲載位置等)

第2条 広告の掲載位置、枠数及び規格は次の表のとおりとする。

掲載位置	トップページ下段で市長が指定した位置
枠数	最大12枠
規格	縦48ピクセル×横180ピクセル JPEG、PNG、GIF形式 30KB以下

(広告表示内容に関する基準)

第3条 広告のデザイン、内容、色彩等は、ホームページのイメージを損なうことのないよう、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくすること。
- (2) 文字、イラスト等の解像度については適切な処理を行うこと。

(禁止する表現)

第4条 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) アニメーション GIF
- (2) カーソルを画像に合わせた際、画像表示が変わるロールオーバー効果
- (3) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等操作手順を模した表現
- (4) アラートマーク（警告表示）を模した表現
- (5) テキストボックスを模した表現
- (6) プルダウンメニューを模した表現
- (7) 市の実施する事業名に類似した表現又は市が推奨するかのような印象を与える表現
- (8) その他利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(バナー広告の掲載期間)

第5条 バナー広告を掲載する期間は、6箇月を単位とする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、期間を1箇月とすることができる。

- 2 バナー広告の掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の第1日とする。
- 3 バナー広告の掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告主の募集)

第6条 バナー広告掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、市ホームページ及び広報紙に掲載して公募するものとする。

- 2 掲載希望者は、掲載開始日から起算して30日前までに、熊谷市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を市に提出しなければならない。ただし、広告の掲載開始日の30日前を過ぎても、掲載枠に空きのある場合は、この限りではない。

(掲載の決定)

第7条 市は、掲載希望者から前条第2項による申込みがあった場合は、熊谷市広告掲載基準(平成18年12月7日決裁。以下「市掲載基準」という。)第5条並びに第3条及び第4条の規定に基づき、掲載の可否を決定し、熊谷市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は熊谷市ホームページ広告不掲載決定通知書(様式第3号)により、掲載希望者へ通知するものとする。

- 2 市は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、熊谷市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は熊谷市ホームページ広告不掲載決定通知書(様式第3号)により掲載希望者に通知するものとする。
- 3 市は、掲載希望者が、第2条に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。なお、この場合において、同順位の掲載希望者については、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。
 - (1) 公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
 - (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するもの
 - (3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
 - (4) その他私企業又は自営業等

(バナー広告の提出)

第8条 広告の掲載が決定した者(以下「広告主」という。)は、掲載する広告原稿を、掲載開始日から起算して7日前までに、市に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。
- 3 市は、提出されたバナー広告案の内容が市掲載基準第3条、第4条及び第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、類似広告の市場価値等を考慮して、市長が決定する。

- 2 広告主は、原則として広告掲載料を市長の指定する期日までに、一括して前納

するものとする。

(掲載の取消し)

第10条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 市掲載基準第3条、第4条及び第5条の規定に反すると判断したとき。

(2) その他バナー広告の掲載を継続することが適切でないと市が判断したとき。

2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。

3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告主が市に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

4 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、市は、広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面により市に申し出なければならない。

3 第1項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、市は広告主が市に納入すべき広告掲載料の減額は行わないものとする。

(市ホームページの停止)

第12条 市は、2日を超えて市ホームページの運営を停止した場合は、広告主が納入すべき広告掲載料を減額するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、天災、事変その他の非常事態の発生により、市がホームページの運営を一時停止した場合は、広告掲載料の減額は行わないものとする。

(リンク先の URL の変更)

第13条 広告主はバナー広告のリンク先の URL を変更しようとするときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、市に届け出るものとする。

(バナー広告の変更)

第14条 広告主は、1箇月単位でバナー広告の内容を変更することができる。

2 広告主が前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合、第8条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成19年3月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和6年1月22日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行日前に掲載されたバナー広告の取扱については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の第6条の規定による広告主の募集、第7条の規定による掲載の決定及び第8条の規定によるバナー広告の提出に関し、必要な行為は、この基準の施行日前においても行うことができる。